

飯田卓球クラブ会則

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、飯田卓球クラブ（以下本クラブという）と称する。

第2条 (所在)

本クラブは、事務所を飯田市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本クラブは、卓球を通じ会員の親睦と交流を深め、かつ卓球技術の向上を図るとともに健康な身体を養うことを目的とする。

第4条 (事業)

本クラブは前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

1. 飯伊卓球連盟への加入
2. 市および卓球連盟が開催する大会への参加
3. その他、前条の目的に必要な事業

第3章 会員

第5条 (クラブの構成員)

本クラブは、第3条の目的の主旨に賛同し、所定の加入手続きを行った会員で構成する。

第6条 (クラブの構成)

本クラブは、次の者をもって構成する。

1. A会員：主に練習に参加し、試合・本クラブの行事に参加する者
2. B会員：主に本クラブの行事のみに参加する者
3. C会員（旧会員）：以前に本クラブに在籍していた者

第7条 (入会資格)

本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

1. 本クラブの目的に賛同するものであること
2. 本クラブが定める一定の条件を満たすものであること
3. 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること
4. 役員の承認を得たものであること

第8条 (入会)

本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

第9条 (除名)

本クラブは、第7条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第10条（退会）

本クラブを退会する場合は、会員の意思を尊重し、役員承認を経て退会となる。

第11条（会費）

会員は、次の会費を納入するものとする。なお、各会員の会費の金額は別に定める。

また、一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

1. 会費
2. 雑費

第12条（会費の滞納）

会員が会費の納入を怠った場合、本クラブは会員を退会させることができる。

第4章 役員

第13条（種類および定数）

本クラブには、次の役員を置く。

1. 部長 1名
2. 総務 3名
3. 監査 2名

第14条（役員的主要業務）

1. 部長は、本クラブを代表し、行事の計画、慶弔費、広告、各補助費用を決定する
2. 総務は、事務局の兼務、体育館確保、行事計画補助、大会行事等連絡をする
3. 監査は、本クラブの業務、及び財務を監査する

第15条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第16条（会議）

本クラブに次の会議を置く。

1. 総会
2. 臨時役員会

第17条（総会）

総会は毎年1回開催する。総会は、本クラブの最高議決機関であって、この会則に規定するものの他、次の事項を議決する。

1. 事業計画
2. 予算
3. その他、必要と認められた重要事項

第18条（決議）

総会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第19条（臨時役員会）

臨時役員会は、この会則に記していないことについて、緊急に会議が必要な時に開かれる。

第20条（会議の招集）

本クラブの各会議は、部長が招集する。

第6章 会計

第21条（運営費）

本クラブの運営に必要な費用は、会員の納める会費・繰越金をもって充てる。

第22条（資金の管理）

本クラブの資金は、総務が管理する。

第23条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

第24条（事故の責任）

会員は、本クラブの活動に際して、自己の責任において行動するものとする。
事故が発生した場合、本クラブは一切の責任を負わないものとする。
また備品等の破損が発生した場合、会員に責任を負ってもらう場合がある。

第8章 雑則

第25条（クラブの交流会）

本クラブでの交流会等は、役員と会員の発案で企画できる。

開催の決定は、役員による会議にて決める。

第26条（個人情報）

本クラブで入手した個人情報は、本クラブの運営以外では使用しない。

（平成29年4月作成）